

電子商取引及び情報財取引等に係る準則について

1. 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定された「電子商取引等に関する準則」を改訂し、平成19年3月に策定されたものです。
- 学識経験者、内閣府・法務省・総務省・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示し、電子商取引をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたりこの準則で示された内容が参照され、新たな疑問点についての質問が寄せられており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修等で学習するとともに日々の相談業務で活用されている一方、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた上での相談が持ち込まれるなど、着実に一般に浸透しつつある状況です。
- 電子商取引をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、柔軟に改訂していく予定です。

3. 導入・改訂経緯

- ◆平成14年3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
- ◆平成14年7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達の反映[※]等2項目
※不当表示の例示（すべてのウィルスソフトに100%対応）
- ◆平成15年6月 : リバースエンジニアリングの禁止に関する公取委の研究会報告の反映[※]等9項目 ※ソフトウェアのリバースエンジニアリングの禁止の不当性
- ◆平成16年6月 : 仲裁法の施行に伴う仲裁合意の効果の反映[※]等14項目
※電磁的記録による仲裁合意も有効
- ◆平成18年2月 : 民事訴訟法の施行に伴う管轄合意の効果の反映[※]等6項目
※電磁的記録による管轄合意も有効
- ◆平成18年6月 : 第9回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
※ソフトウェア特許権の権利行使と権利濫用について審議
- ◆平成18年11月 : 第10回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
※ワンクリック請求と契約の履行義務・越境取引などについて審議
- ◆平成18年12月 : 第11回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
※肖像・著作物の写り込みやサムネイル画像と著作権などについて審議
- ◆12月～1月 : パブリックコメント募集
- ◆平成19年3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定

今般の準則の改訂内容

(1) 名称

◆「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」へ名称変更

- ・情報財の取引に関する論点の比重の高まりにより、準則の名称を変更するものです。

(2) 電子商取引関係

◆価格誤表示と表意者の法的責任（追加）

- ・価格誤表示をした売り主が、誤表示した価格で売る義務がない場合について検討したものです。オークションなどの最終販売価格が変動する場合や、購入者が価格誤表示を認識していた場合などの事例について検討しています。

◆ワンクリック請求と契約の履行義務（追加）

- ・ワンクリック請求に応じる義務がない場合について検討したものです。契約が不成立の場合、錯誤、消費者契約法違反、公序良俗違反により無効の場合、詐欺取消し、未成年による取消しができる場合などを検討しています。

◆なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属（修正）

- ・事前合意した本人確認方法により、なりすまされた場合は消費者本人に効果が帰属するが、事前合意が無効となる可能性のある例として、推測されやすいパスワードの設定について何ら対策を講じない場合について検討したものです。

◆ホスティングを伴う電子商取引事業者の違法情報媒介責任（追加）

- ・オークションサイトの評価欄に名誉毀損等の権利侵害情報が掲載された際に、当該サイト運営事業者が負う責任や事業者が免責される場合について検討したものです。

◆インターネットを通じた個人情報の取得（追加）

- ・クッキー等を用いてウェブサイトの利用履歴情報を取得し、個人情報と照合して利用する場合などについて、個人情報保護法上の問題及び民法上のプライバシー権侵害となる場合を検討したものです。

◎越境取引（追加）

◆当事者選択が無い場合の準拠法（追加）

- ・事業者が海外の事業者からインターネットを通じて物品を購入する場合など越境取引を行う際に当事者が準拠法の選択をしていない場合について検討したものです。

◆越境取引における消費者保護法規（追加）

- ・消費者が海外の事業者からインターネットを通じて物品を購入する場合など越境取引を行う際に当事者が準拠法の選択をしていない場合について検討したものです。

◆インターネット上の不法行為と準拠法（追加）

- ・インターネット掲示板など世界中からアクセスできるサービスにおいて、名誉や信用を毀損する1つの情報（書き込み）が多数の国で被害を発生させる場合の準拠法について検討したものです。

(3) 情報財取引関係

◆ソフトウェア特許権の行使と権利濫用法理（追加）

- ・ソフトウェア特許権の行使することが、権利の濫用となる場合について検討したものです。

◆P2Pファイル交換ソフトウェア提供者の責任（修正）

- ・P2Pファイル交換ソフトウェアの提供やサービスの提供について検討したものです。

◆ID・パスワード等のインターネット上での提供（修正）

- ・シェアウェアなどの利用に不可欠なシリアルナンバーを権利者等の許諾を得ることなく公開する者の責任について検討したものです。

◆肖像・著作物の映り込み（追加）

- ・旅先で人物や風景の動画を撮影し動画共有サイトに公開した場合について、たまたま動画に映り込んでしまった人物やポスターの権利関係などの法的問題を検討したものです。

◆サムネイル画像と著作権（追加）

- ・他者の提供する画像を無許諾でサムネイル化して利用可能な場合について検討したものです。

◆eラーニングにおける他人の著作物の利用（修正）

- ・eラーニングにおける法的責任として著作権の問題及び個人情報保護について検討していましたが、個人情報保護については各府省の個人情報保護のガイドラインの整備状況に鑑みて削除するものです。